

国民健康保険税の 特別徴収開始通知書を送付します

平成25年度の国民健康保険税を特別徴収(年金天引き)で納めていただく方に、「平成25年度 国民健康保険税 特別徴収開始通知書(仮徴収)」を送付します。

特別徴収とは？

年6回の年金支給月を納期とし、前半の4月・6月・8月を仮徴収、後半の10月・12月・2月を本徴収として、国民健康保険税(以下「保険税」という。)を年金支給額からの天引きにより納めていただく方法です。

仮徴収について

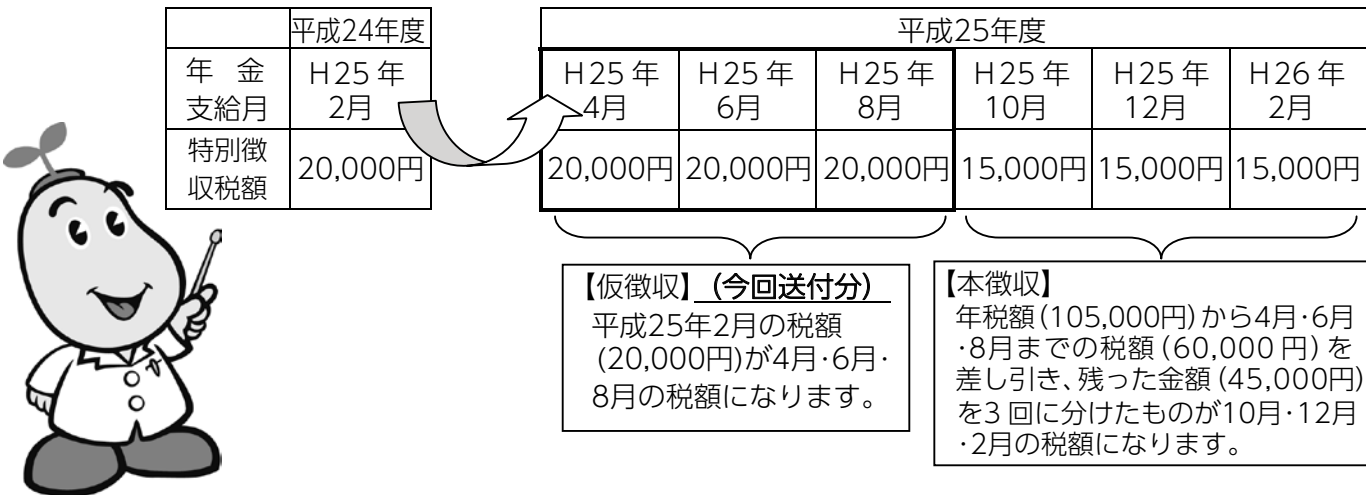
保険税額は、国保加入者の前年の所得や所有している固定資産等に応じて決定されますが、税額が決定するまでの間の前半3回(4月・6月・8月)については、前年度の2月の特別徴収税額と同じ額を仮の税額として天引きさせていただきます。

本徴収について

前年の所得や所有している固定資産等に応じて決定した年間の保険税額から、仮徴収で納めていただいた保険税額を差し引き、残った額を後半3回(10月・12月・2月)で天引きさせていただきます。

≪具体例≫

～平成25年2月の特別徴収税額が20,000円で、平成25年の税額が105,000円に決定された場合～



東日本大震災で避難されている方への 支援を延長します

東日本大震災により被災地から松伏町に避難されている方へ、平成23年5月に「松伏町行政サービス利用支援カード」を発行し、町内の行政機関の窓口でカードを提示していただくと、町民と同様の行政サービスを受けることができるように支援しているところです。

平成24年度に引き続き、平成25年度についても避難されている方への支援を延長します。

- 対象者／東日本大震災により被災地から松伏町に避難されている方
- 利用期間／平成26年3月31日まで
- 支援内容／水道料金・下水道使用料の減免、粗大ごみ処理手数料の減免、妊産婦の健康診査、母子健康手帳の発行・乳幼児の健康診査・健康相談、定期の予防接種、介護保険料の免除、就学援助制度事業など全12種別48項目